

## ドーピング防止規定

(世界ドーピング防止規程及び日本ドーピング防止規程)

第1条 この規程は、一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「本協会」という）は、世界ドーピング防止規程（以下「WADA規程」という）、及び日本ドーピング防止規程（以下「JADA規程」という）に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担う。

2 本協会はWADA規程に基づき、以下の役割及び責任等を担うものとする。

- (1) 本協会のドーピング防止方針及び規則が、WADA規程及びJADA規程に準拠すること。
- (2) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という）と協力すること。
- (3) WADA規程、またはJADA規程に違反した日本代表選手または強化スタッフ（コーチ、トレーナー、監督、ドクター、保護者等）に対し、資格停止期間中、交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部停止の措置を講ずること。
- (4) ドーピング防止教育を奨励すること。

(ドーピング防止規程の適用)

第2条 本規程は以下の者に対して適用される。

- (1) 本協会一般会員
- (2) 強化指定選手
- (3) 強化スタッフ

2 ドーピング防止規則違反に対しては、制裁措置が適用される。

(義務)

第3条 強化指定選手は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること。
- (2) いつでも検体採取に応じること。
- (3) ドーピング防止と関連して、自分が摂取し、使用するものに対して責任をもつこと。
- (4) 医師に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自分の義務を伝え、自ら受ける治療が、WADA規程に従って採択されたドーピング防止の方針及び規則に違反しないこと。

2 強化スタッフは、以下の義務を負うものとする。

- (1) 自らに、又は支援する強化指定選手に適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること。
- (2) 強化指定選手の検査プログラムに協力すること。
- (3) 強化指定選手の価値観及び行動に対する自分の影響力を行使し、ドーピング防止の姿勢を育成すること。

(検査)

第4条 本協会は、WADA規程及びJADA規程に従い、ドーピング防止機関（JADAを含む。以下同じ）が行う検査の分析結果を承認する。

(本規程違反)

第5条 ドーピング防止規則違反を犯すことは、本規程に違反する。

2 ドーピング防止規則違反を犯したか否かを判断するために、WADA規程及びJADA規程の各第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第17条が適用される。

(ドーピング防止規則違反の承認)

第6条 本協会は、全てのドーピング防止機関による、ある者がドーピング防止規則違反を犯したとの決定を理事会で承認し、かつ尊重する。ただし、その認定がWADA規程及びJADA規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

(本協会が課す制裁措置)

第7条 ドーピング防止規則違反を犯したと認定された者は、制裁措置の期間、日本代表選手又はその選考の資格、本協会からの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに、本協会で役職に就く資格を失う。

2 制裁措置の期間は、WADA規程及びJADA規程の各第10条及び第11条に従って決定される。

3 本協会は、違反が1回目か2回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

(懲戒措置手続)

第8条 ドーピング防止規則違反が問われる全ての事件は、WADA規程及びJADA規程に準拠して判断され、WADA規程及びJADA規程に従って認定され、不服申立てがなされるものとする。

(通知)

第9条 本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、本協会は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に通知する。

- (1) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会パラリンピック委員会
- (2) WADA規程第14.1項、及びJADA規程第14.3項に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (3) 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会
- (4) 本協会が通知を必要とするその他の者

(不服申立て)

第10条 不服申立てについては、JADA規程第13条の規程に従うものとする。

(ドーピング防止規則違反の審査)

第11条 ドーピング防止規則違反を犯したとして記録された者が後日、当該ドーピング防止規則違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがスポーツ仲裁裁判所、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構又はドーピング防止機関により明らかになった場合、本協会はドーピング防止規則違反及びそのドーピング防止規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第9条により制裁措置が課された旨を通知された全ての者に対し、そのことを報告するものとする。

(解釈)

第12条 本規程は、WADA規程及びJADA規程に従い解釈されるものとする。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は2018年4月28日より施行する。